

平成20年3月14日  
<問い合わせ先>  
大臣官房公共事業調査室  
(内線 24295)  
総合政策局事業総括調整官室  
(内線 24551)  
総合政策局建設業課  
(内線 24733)  
TEL : 03-5253-8111 (代表)

社会資本整備審議会環境部会 建設リサイクル推進施策検討小委員会  
交通政策審議会交通体系分科会環境部会 建設リサイクル推進施策検討小委員会  
「建設リサイクル推進に係る方策について 中間とりまとめ」に関する意見募集  
の結果について

平成19年11月29日(木)から平成19年12月28日(金)まで「建設リサイクル推進に係る方策について 中間とりまとめ」について意見募集を行ったところ、85件(延べ意見数約200件)のご意見をいただきました。

お寄せいただいた主なご意見とそれらに対する考え方について、別添のとおりとりまとめましたのでご報告いたします。

また、両小委員会及び意見募集の結果をもとに、「建設リサイクル推進に係る方策」としてとりまとめましたのであわせてご報告いたします。

ご意見をいただいた方々のご協力に対し、厚く御礼申し上げます。

中間とりまとめ意見募集についての結果

- :ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの
- :法点検において、ご意見を参考とさせていただくもの
- :環境省へ伝えたもの

ご意見の要約	類似意見を含めた意見数	国土交通省の考え方
<b>はじめに</b>		
本審議会の趣旨を冒頭に記述すべき	1	ご意見を踏まえ、冒頭に趣旨を記述しました。
<b>1 これまでの施策経緯</b> (1)平成12年以前(循環型社会形成推進基本法、建設リサイクル法制定前)		
これまでの施策経緯の記述において、資源有効利用促進法についても言及すべき	1	ご意見の趣旨を踏まえ、1(1)において、「このような状況を受け、再生資源の利用の促進に関する法律(平成3年制定、平成12年に「資源の有効な利用の促進に関する法律」へ改正)の趣旨を踏まえ」の記述を追加します。
<b>2 新たな施策の中長期的方向性</b>		
「2 新たな施策の中長期的方向性」において、現状を踏まえた課題と対策について記述すべき	1	現状を踏まえて課題と対策については、3及び4において記述しています。
「2 新たな施策の中長期的方向性」において、建設リサイクルの特性を踏まえた課題等について記述すべき	1	(1)～(3)については、建設リサイクルの特性に応じて記述しています。
「2 新たな施策の中長期的方向性」について、主体を明確にし、国交省が実施可能な施策であるべき	1	2については、建設リサイクル全体に対して記述しており、3及び4において主体ごとに求められる施策を記述しています。
国は、民間の取り組みが活かされやすい環境として、取り組みを評価する窓口を設置して、より積極的に参画を促すべきである。	1	ご意見を参考にさせていただきます。
<b>(1)関係者の意識の向上と連携強化</b>		
「特に……結果的に加担……」については、法令遵守していた者が不法投棄行為者と同じ扱いになる表現は不適切	1	ご意見の趣旨を踏まえ、「加担」を「関与もしくは助長」に修正します。
「関係者が自らの問題として直視し根絶に向けた努力をすべき問題である」を「関係者が自ら解決すべき問題である」と修正すべき	1	不法行為を行っている一部の者だけの問題ではないという趣旨であり、原文のとおりとします。
建設副産物は、再生品の需要の有無に関わらず発生するため、不法投棄の主たる対策は、再資源化する技術開発や再生品の需要拡大等の再資源化対策と不法投棄防止対策との両輪で相乗的な効果が得られると考える	1	ご意見を参考にさせていただきます。
<b>(2)持続可能な社会を実現するための他の環境政策との統合的展開</b>		
「潜在的資源価値」の意味がわからない	1	資源として有している価値という意味で記述しています。ご意見をふまえ「潜在的な資源価値」に修正します。(以下、同様に修正。)
「生活環境の保全を図るべき」について「生活環境の保全を図り、利用促進を図る」と修正すべき	1	再生資材の利用の促進については前段に記載していることから原文のとおりとします。

中間とりまとめ意見募集についての結果

- :ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの
- :法点検において、ご意見を参考とさせていただくもの
- :環境省へ伝えたもの

ご意見の要約	類似意見を含めた意見数	国土交通省の考え方
建設発生土の搬出や新材の運搬が運搬車両の排出ガスを増加させる一因でもあり、工事間利用のみならず現場内利用も積極的に検討すべき。	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、建設リサイクルの取り組みにおいて、CO <sub>2</sub> 排出量の削減効果やその他の環境負荷低減効果について簡便に算定するための手法について検討すべきと考えています。なお、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」において、「設計の段階から切土、盛土のバランスをとる等、建設発生土の現場内利用を進める」としているところです。
リサイクル原則化ルールについて運搬距離によるCO <sub>2</sub> 排出量等を調査・検討し、再生材の使用と、温室効果ガス排出量の削減を図ることの両面から、地域特性に基づいた適正な距離を算出すべき。	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、地域で循環可能な建設副産物については地域内での循環を基本とするため、地域での需給バランスの均衡に資する情報収集・情報発信のあり方について検討すべきと考えています。また、国は、建設リサイクルの取り組みにおいて、CO <sub>2</sub> 排出量の削減効果やその他の環境負荷低減効果について簡便に算定するための手法について検討すべきと考えています。
<b>(3) 民間主体の創造的取り組みを軸とした建設リサイクル市場の育成と技術開発の推</b>		
「悪貨が良貨を駆逐する」現状を具体的に記載すべき	1	ここでは、あくまでも経済学的な一般論として記述しています。なお、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「国際循環型社会形成と環境保全に関する専門委員会」の設置趣旨(平成17年11月)においても、「我が国では、戦後の経済発展の中で近年に至るまで、「臭いものに蓋をする」廃棄物行政が続き、安かろう悪かろうの処理現場は「悪貨が良貨を駆逐する」状態となっていた結果、豊島の不法投棄に代表される深刻な事態が生じました。」と指摘されているところです。
「また、……開発が重要であり、これを適切に評価し活用する仕組みを構築すること……」の主体について、「国が」と明示すべきではないか。	1	2については、建設リサイクル全体に対して記述しており、3(5)において、「国は、建設リサイクルに関する民間企業の優れた技術開発を促すため、開発された技術による効果が客観的に評価され、技術が広く活用されるための仕組みについて既存の制度の活用も含めて検討すべき。」と記述しています。
p7上から3行目で、「施工者や再資源化業者」とあるが、「設計者」も必要である。	1	ご意見を踏まえ、2(3)において、「資材製造者は、自ら生産する資材について、現場分別や再資源化過程で考慮すべきノウハウを施工者や再資源化業者等とともに活用するよう務めるべき」に修正し、3(2)において、「国は、資材製造者が現場分別や再資源化過程で考慮すべきノウハウを施工者や再資源化業者等とともに活用できるよう、関係者に働きかけるべき」に修正します。
「適正処理や建設リサイクルを推進するためには各分野の技術や制度に精通した専門家が適切に関与することが重要である。」について、建設廃棄物処理業者も参画していることを明記してほしい	1	ご意見を踏まえ、2(3)において、「適正処理や建設リサイクルを推進するためには各分野(構造、物性、施工、解体、廃棄物処理・再生など)の技術や制度に精通した専門家が適切に関与することが重要である。」に修正します。

中間とりまとめ意見募集についての結果

:ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの  
 :法点検において、ご意見を参考とさせていただくもの  
 :環境省へ伝えたもの

ご意見の要約	類似意見を含めた意見数	国土交通省の考え方
<b>3 建設リサイクル推進を支える横断的取り組み</b> (1) 情報管理と物流管理		
「建設リサイクル推進を支える横断的取り組み」について「建設リサイクルをさらに推進する横断的取り組み」とする方がよい。	1	タイトルはなるべく簡潔にしたいと考えており、原文のとおりとします。
建設汚泥の再資源化後のリサイクル実態を把握すべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、建設副産物の発生から再資源化・適正処理及び製品化までの一連の流れについて建設副産物の物流を「見える化」し再資源化の適正性を把握するための情報追跡・管理方策(サプライチェーン・マネジメント)について検討すべきと考えています。
公共事業の発注者は、建設副産物の発生から一連の流れについて記録検証すべき	1	国土交通省では、直轄工事において建設リサイクルガイドラインによるリサイクルの検討状況の把握、チェックを行ってきた他、請負者に対しマニフェストにより適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に提示させることとしていますが、引き続き関係者に対して周知に努めてまいります。
建設副産物の情報追跡・管理方策(サプライチェーン・マネジメント)を法制度等に結び付けるべき	1	<span style="background-color: #FFFF00;">             いただいたご意見については、建設リサイクル法の点検を目的とした社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の審議において参考にさせていただきます。           </span>
建設副産物の発生から再資源化・適正処理及び製品化までの一連の流れについて、製品化されたものを追跡する手法をより具体的に調査・検討すべき。	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、建設副産物の発生から再資源化・適正処理及び製品化までの一連の流れについて建設副産物の物流を「見える化」し再資源化の適正性を把握するための情報追跡・管理方策(サプライチェーン・マネジメント)について検討すべきと考えています。
改善することに意味があるため、「検討すべき」を、「検討し、改善すべき」などと修正すべき	1	改善すべきこととして「建設副産物の発生から再資源化・適正処理及び製品化までの一連の流れについて建設副産物の物流を「見える化」し再資源化の適正性を把握すること及び「効率よく、適正に、質の高い建設リサイクルが推進されるよう、新築・新設から改修等を経て解体されるまで、建築物や構造物の履歴情報(設計情報、材料、資材製造者名等)が蓄積され、活用」することと記述しており、原文のとおりとします。
将来的にコンクリート塊はコンクリートへ、アスファルト・コンクリート塊はアスファルト合材へ効率的にリサイクルするため、利用箇所の履歴を記録すべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、効率よく、適正に、質の高い建設リサイクルが推進されるよう、新築・新設から改修等を経て解体されるまで、建築物や構造物の履歴情報が蓄積され、活用できる仕組みを検討すべきと考えています。
履歴情報の蓄積について、活用方法を明確にして、正確な情報の蓄積を図るよう検討をしていただきたい。	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、効率よく、適正に、質の高い建設リサイクルが推進されるよう、新築・新設から改修等を経て解体されるまで、建築物や構造物の履歴情報が蓄積され、活用できる仕組みを検討すべきと考えています。

中間とりまとめ意見募集についての結果

:ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの  
 :法点検において、ご意見を参考とさせていただくもの  
 :環境省へ伝えたもの

ご意見の要約	類似意見を含めた意見数	国土交通省の考え方
(2)関係者の連携強化		
行政の考えや方針を民間へ周知徹底すべき。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、3(2)において、「関係者は、建設リサイクルを円滑に進めるため連携を強化し、制度等の周知や意見交換を密に行うべき」旨を追加します。
建設汚泥について、リサイクル原則化ルールを徹底し、工事間利用を促進すべき	1	ご意見の趣旨を踏まえ、3(2)において、「関係者は、建設リサイクルを円滑に進めるため連携を強化し、制度等の周知や意見交換を密に行うべき」旨を追加します。
行政間の障壁を取り除き横断的に取り組むべき	1	ご意見の趣旨を踏まえ、3(2)において、「関係者は、建設リサイクルを円滑に進めるため連携を強化し、制度等の周知や意見交換を密に行うべき」旨を追加します。
現場内利用拡大に資する技術情報の蓄積を図り、発注者間で共有できる体制づくりが必要。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、3(2)において、「関係者は、建設リサイクルを円滑に進めるため連携を強化し、制度等の周知や意見交換を密に行うべき」旨を追加します。
汚泥の再利用を促進するにあたり、処理施設等の情報交換がなされていない。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、3(2)において、「関係者は、建設リサイクルを円滑に進めるため連携を強化し、制度等の周知や意見交換を密に行うべき」旨を追加します。
アルミやプラスチックや鉄からなる物について、丈夫で外れないように出来ていて分解できない為、分別上困る事がある	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は関係者とともに、設計段階やライフサイクルコストに留意しつつ、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促すための方策について検討すべきと考えています。
使用材料のリサイクル性を考慮した設計・計画を実施すべき	2	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は関係者とともに、設計段階やライフサイクルコストに留意しつつ、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促すための方策について検討すべきと考えています。
設計段階での長寿命化は、価格を含めて総合的に評価すべきであり、「経済性に留意しつつ」の文言を追加すべき。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、3(2)において、「国は関係者とともに、設計段階やライフサイクルコストに留意しつつ、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促すための方策について検討すべき」に修正します。
建設汚泥の再生利用に関して環境省と連絡調整会を設けて方策を検討されたように、今後も環境省との関係を継続して行く必要があり、建設リサイクル推進に係る方策のなかに環境省との連携も明記しておく必要があるのではないか	1	ご意見の趣旨を踏まえ、冒頭に国土交通省と環境省の連携について記載します。



中間とりまとめ意見募集についての結果

- :ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの
- :法点検において、ご意見を参考とさせていただくもの
- :環境省へ伝えたもの

ご意見の要約	類似意見を含めた意見数	国土交通省の考え方
<b>(3)理解と参画の推進</b>		
関係者の意識向上を図るためには、単なる継続的な啓発活動だけでは不十分。排出事業者の責任を強化して不適正処理を防ぐために、排出事業場に設置義務を課す排出管理責任者のような資格制度(国家資格)の創設が有効	1	必置資格については、「規制改革についての見解」(平成12年12月 規制改革委員会)において、「代替手法の導入によってより効果的・効率的に政策目標を達成し得る場合は、代替手法の導入と併せて必置資格等を撤廃・緩和する。」こと等とされおり、まずはご意見の趣旨を踏まえながら、関係者は、建設リサイクルに関する講習会や研修を継続的に実施すべきと考えています。
解体工事に関する資格「解体工事施工技士」の普及を図るとともに、国家資格とすべき	1	ご意見を参考にさせていただきます。なお、必置資格については、「規制改革についての見解」(平成12年12月 規制改革委員会)において、「代替手法の導入によってより効果的・効率的に政策目標を達成し得る場合は、代替手法の導入と併せて必置資格等を撤廃・緩和する。」こと等とされているところです。
再資源化技術の適正評価及び建設汚泥処理土を適正に評価するための技術者育成が急務	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、関係者は、建設リサイクルに関する講習会や研修を継続的に実施すべきと考えています。
広域的に優れた建設リサイクルの取り組みを実施している事業者は、国が率先して表彰を実施すべき	1	ご意見を参考にさせていただきます。
環境教育を小学校低学年から実施すべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、関係者は、建設リサイクルに関する広報活動を継続的に実施すべきと考えています。
新材の碎石を製造すると、山が削り取られ、国土の景観の喪失にもつながるなど建設産業におけるリサイクルの必要性や、新材と再生材を利用する場合の製造・運搬等のCO2排出量を整理するなど、リサイクルの効果を整理し、啓発すべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、関係者は、建設リサイクルに関する広報活動を継続的に実施すべきと考えています。また、国は、建設リサイクルの取り組みにおいて、CO2排出量の削減効果やその他の環境負荷低減効果について簡便に算定するための手法について検討すべきと考えています。
国で社会実験やモデル地区を選定し、徹底的なりサイクルを実現し、PRすべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、関係者は、建設リサイクルに関する広報活動を継続的に実施すべきと考えています。
公共工事における建設廃棄物について、発注者自らが発注にあたって条件明示や積算等しておらず、受注企業へ建設廃棄物の処理等を任せている。NPOや市民が参加する公平な第三者評価委員会を設け、国土交通省発注の公共工事を監視し、国民上げての不法投棄防止等環境保全に結びつけるべき	1	国土交通省の直轄工事においては、建設工事の施工により発生する指定副産物は、受入場所等の条件を設計図書等に明示し契約事項としています。いただいたご意見については、その趣旨を踏まえながら、地方公共団体に対して「条件明示について」等の周知に努めてまいります。
解体工事における建設リサイクル法の届出は、元請から下請け、二次下請け、実施工者まで、発注の流れがわかり、管理できるようにしなければ、きちんと費用が負担されているのか判断できず、責任の所在もあいまいになる	1	いただいたご意見については、建設リサイクル法の点検を目的とした社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の審議において参考にさせていただきます。

中間とりまとめ意見募集についての結果

- :ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの
- :法点検において、ご意見を参考とさせていただくもの
- :環境省へ伝えたもの

ご意見の要約	類似意見を含めた意見数	国土交通省の考え方
建設工事の契約時に分別解体、再資源化及び適正処理等の内容及び費用の内訳を明示する等の措置を講ずべきとあるが最終的に契約時の内容が実施されたか確認、検証されるようにすべき	1	いただいたご意見については、建設リサイクル法の点検を目的とした社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の審議において参考させていただきます。
重層下請けの末端まで再資源化・適正処理に必要な費用が適正か審査するため、第3者機関で審査し合格した内容以外の契約は無効とするなど制度を設けるべき	1	いただいたご意見については、建設リサイクル法の点検を目的とした社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の審議において参考させていただきます。
建設工事発注者側の認識不足により、廃棄物処理に対する単価が低く、不法投棄が絶えない	1	行政は、一般市民を含めた全ての関係者が、再資源化や適正処理に必要な費用に対する理解を深め、適正に費用負担するよう情報提供や啓発を行うべきと考えています。
建設汚泥の適正処理価格が不明であり、情報提供してほしい	2	ご意見の趣旨を踏まえながら、行政は、一般市民を含めた全ての関係者が、再資源化や適正処理に必要な費用に対する理解を深め、適正に費用負担するよう情報提供や啓発を行うべきと考えています。
工事検査担当者の廃棄物処理に対する認識が不足しており、不法投棄が絶えない	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、関係者は、建設リサイクルに関する講習会や研修を継続的に実施すべきと考えています。
<b>(4) 建設リサイクル市場の育成</b>		
NPO / NGOは自主的な活動団体であることから、役割を求めるのはいかなるものか。	1	例えば、NPOに期待される役割として、「NPOを含む民間非営利団体は我が国において、行政でも営利企業でもない第三の主体として、国民の多様化したニーズに効果的かつ機動的に応えるとともに、個々人の自己実現の意欲を生かすことの出来る仕組みとして、今後ますます重要な役割を果たすことが期待されている。」(内閣府 国民生活審議会総合企画部会最終報告)とされています。
「リサイクル材を使用する」が「リサイクル材しか使用できない」との解釈にすり替わっている。再生砕石の流通実態を適切に把握し、再生砕石の在庫がない場合は、新材を使用すべき。	5	国として新材の使用を排除していませんが、ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、地域で循環可能な建設副産物については地域内での循環を基本とするため、地域での需給バランスの均衡に資する情報収集・情報発信のあり方について検討すべきと考えています。
優良な解体業者を選定できるように、解体業者の評価及び公表をし、広報する仕組みを講じるべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は質の高い建設リサイクルを推進している企業について、情報を収集し、それらの企業が公正かつ客観的に評価され、それらの情報を発信するための仕組みについて検討すべきと考えています。

中間とりまとめ意見募集についての結果

- :ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの
- :法点検において、ご意見を参考とさせていただくもの
- :環境省へ伝えたもの

ご意見の要約	類似意見を含めた意見数	国土交通省の考え方
民間主導の建設リサイクルの取り組みを促すため、税制優遇などの経済的インセンティブを活用すべき(経営が苦しい中小建設業も動かす仕組みが必要)	2	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は質の高い建設リサイクルを推進している企業について、情報を収集し、それらの企業が公正かつ客観的に評価され、それらの情報を発信するための仕組みについて検討すべきと考えています。また、公共工事の発注者は、総合評価落札方式や、VE方式等の入札契約方式を活用し、建設リサイクルの観点から設計の合理化や工法の改善を促進すべきと考えています。
総合評価落札方式やVE方式等の入札契約方式を是非推進してほしい	1	ご意見を参考にさせていただきます。
情報収集、情報発信のあり方の検討では、流通の市場にあった地区で、また時期は月ごとのこまめなデータの収集に努めてほしい。	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、地域で循環可能な建設副産物については地域内での循環を基本とするため、地域での需給バランスの均衡に資する情報収集・情報発信のあり方について検討すべきと考えています。
地域内での循環に馴染まない建設副産物もある	1	地域で循環可能な建設副産物について、なるべく地域で循環させるとしておるところであり、広域的な循環を排除するものではありません。
(5)技術開発等の推進		
建築物の長寿命化を図るため、コンクリートの品質を向上させるために技術開発をすべき	1	ご意見を参考にさせていただきます。
建設リサイクル推進とコスト縮減が両立する方策を検討すべき	1	より質の高い建設リサイクルの推進に向けた取り組みについて、コスト縮減との両立を目指すことについてはご意見のとおりと考えます。一方で、行政は、一般市民を含めた全ての関係者が、再資源化や適正処理に必要な費用に対する理解を深め、適正に費用負担するよう情報提供や啓発を行うべきであり、誤解を生じないように留意する必要があると考えています。
「リサイクル材を使用しよう」が「リサイクル材しか使用できない」との解釈にすり替わり、CO2排出量の視点を欠いた取り組みがなされている。リサイクルの本質をしっかりと理解することが重要。	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、建設リサイクルの取り組みにおいて、CO2排出量の削減効果やその他の環境負荷低減効果について簡便に算定するための手法について検討すべきと考えています。
建設副産物の再生利用の全体像を構築すべきであり、カスケード利用の様に、建設副産物を資源としてどう捉え、どう利用していくのか、全体のバランスを考慮した偏りのないビジョンの策定がまず必要	2	ご意見の趣旨を踏まえながら、3(5)において、「国は、建設副産物の潜在的な資源価値に着目しながら建設副産物のカスケード利用について検討すべき」に修正します。
品質、価格の安定した再生資材の確保や、更なる再生資材の適用範囲拡大に向けて、研究、技術開発等を促進すべき	3	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、建設リサイクルに関する民間企業の優れた技術開発を促すため、開発された技術による効果が客観的に評価され、技術が広く活用されるための仕組みについて既存の制度の活用も含めて検討すべきと考えています。



中間とりまとめ意見募集についての結果

- :ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの
- :法点検において、ご意見を参考とさせていただくもの
- :環境省へ伝えたもの

ご意見の要約	類似意見を含めた意見数	国土交通省の考え方
再生利用促進のための技術開発・検討、補助制度・融資による開発促進が有効である	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、建設リサイクルに関する民間企業の優れた技術開発を促すため、開発された技術による効果が客観的に評価され、技術が広く活用されるための仕組みについて既存の制度の活用も含めて検討すべきと考えています。
<b>4 建設リサイクル推進にあたっての個別課題に対する主要な取り組み</b> (1)発生抑制について		
工法検討等設計の段階における建設副産物の発生抑制等の検討が不十分であり、コスト面の評価だけでなく、建設副産物の発生抑制にかかる取組みを評価し、採用できる体制づくりが必要	2	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は関係者とともに、設計段階やライフサイクルコストに留意しつつ、長寿命化や解体時の分別解体のしやすさ、再資源化のしやすさを考慮した構造や資材の採用を促すための方策について検討すべきと考えています。また、国は、廃棄物の発生抑制に効果的に取り組むため、設計段階で評価可能な発生抑制に関する指標について検討すべきと考えています。
長寿命住宅(鉄筋コンクリート)への助成強化を図るべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、住宅の長寿命化(200年住宅)を推進するため、総合的な施策を講じ、超長期住宅の普及を図るべきと考えています。
「国は、建築物や構造物の安易なスクラップ&ビルドを抑制するため、既存ストックを有効活用した設備投資や社会の変化を見越した生産、販売活動を行うよう、企業を指導すべき。」の文言を追加すべき	1	行政は、建築物や構造物の安易なスクラップ&ビルドを抑制するため、既存ストックを有効活用したまちづくりや、社会環境の変化を見越したまちづくりについて啓発すべきと考えており、啓発の対象に企業も含まれています。
(2)現場分別について		
建設発生木材の分別解体指導を強化すべき	1	いただいたご意見については、建設リサイクル法の点検を目的とした社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の審議において参考させていただきます。
解体業の業界責任があいまいになるおそれがあり、また解体工事に伴う労働災害や解体副産物の不適正処理を防止するため、「解体工事業」を建設業法の業種とすべき	1	いただいたご意見については、建設リサイクル法の点検を目的とした社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の審議において参考させていただきます。
解体工事における発注者及び元請業者の責任を強化すべき	1	いただいたご意見については、建設リサイクル法の点検を目的とした社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の審議において参考させていただきます。
「非飛散性アスベスト含有建材」は「石綿含有産業廃棄物」の表現とすべき	1	建設資材としての建材を意図しており、原文のとおりとします。

中間とりまとめ意見募集についての結果

- :ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの
- :法点検において、ご意見を参考とさせていただくもの
- :環境省へ伝えたもの

ご意見の要約	類似意見を含めた意見数	国土交通省の考え方
他の建設副産物の再資源化に支障をきたす分別不備の最大の建設副産物は、廃石膏ボードであり、廃石膏ボードの現場分別の義務付けが必要	2	いただいたご意見については、建設リサイクル法の点検を目的とした社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の審議において参考させていただきます。
現場分別は、現場と再資源化業者との事前協議が先ず必要である	1	ご意見を参考にさせていただきます。
分別を建設現場で徹底するよりも、中間処理業者による分別の方が効率的な場合もあることは同感である	1	ご意見を参考にさせていただきます。
未届工事を防止するため、建設リサイクル法の届出受理時に「届出済みシール」を交付し、現場の掲示板に貼付させるべき	1	いただいたご意見については、建設リサイクル法の点検を目的とした社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の審議において参考させていただきます。
県や市町村と合同で行っている「産業廃棄物不法投棄防止合同パトロール」等においても、民間の解体工事から排出されと思われる建設廃棄物の不法投棄が多数見られる。建設リサイクル法の規模要件を撤廃すべき	1	いただいたご意見については、建設リサイクル法の点検を目的とした社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の審議において参考させていただきます。
廃石膏ボードについて、分別後どのように処理したかの報告を義務付けるべき	1	いただいたご意見については、建設リサイクル法の点検を目的とした社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の審議において参考させていただきます。
公共工事の発注者は、廃石膏ボード及び石綿含有建材等についての処理の内容および費用を記録、公表すべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、解体工事現場での作業内容の透明性を確保し、施工の適正化を促進するための方策について検討すべきと考えています。
現場分別マニュアルを作成する際には、付着物の有無など詳細な区分が必要	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、現場作業員向けのわかりやすい現場分別マニュアルを策定し、施工者は、現場作業員の教育を強化することで、現場分別の実効性を向上させるべきと考えています。
CCA処理木材の見分ける技術が確立していないため、現場分別は困難。	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、現場作業員向けのわかりやすい現場分別マニュアルを策定し、施工者は、現場作業員の教育を強化することで、現場分別の実効性を向上させるべきと考えています。
ビニールクロス、ビニール壁紙、塩ビ壁紙等のように「同じ物」であっても、排出事業者や処理業者によって呼称がまちまちであるため、現場で混乱することが多い。現場分別マニュアルの策定時には、建設副産物の名称の統一が必要 現場分別マニュアルを早期に整備すべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、現場作業員向けのわかりやすい現場分別マニュアルを策定し、施工者は、現場作業員の教育を強化することで、現場分別の実効性を向上させるべきと考えています。 ご意見を参考にさせていただきます。

中間とりまとめ意見募集についての結果

- :ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの
- :法点検において、ご意見を参考とさせていただくもの
- :環境省へ伝えたもの

ご意見の要約	類似意見を含めた意見数	国土交通省の考え方
小口巡回共同回収システムの早期実現を図るべき	2	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は関係者とともに、小口化・多品目化された建設副産物を巡回し共同搬送を行う小口巡回共同回収システムについて検討すべきと考えています。
小口巡回共同回収システムの構築の際、回収拠点の廃棄物処理法上の位置付けを明確にすべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は関係者とともに、小口化・多品目化された建設副産物を巡回し共同搬送を行う小口巡回共同回収システムについて検討すべきと考えています。
分別の徹底により廃棄物が小口化・多品目化するが、運搬の工夫をすれば必ずしも非効率にはならない	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は関係者とともに、小口化・多品目化された建設副産物を巡回し共同搬送を行う小口巡回共同回収システムについて検討すべきと考えています。
狭小な現場では、混載のボックスを1個置いているが、業者によっては最終処分しか出来ないことがある	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、現場条件に応じた現場分別基準を施工者、中間処理業者の協力を得ながら策定すべきと考えています。
最低限必要な現場分別は、建設リサイクル法の3品目、石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、危険物(ボンベ、スプレー、溶剤等)と考える。	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、現場条件に応じた現場分別基準を施工者、中間処理業者の協力を得ながら策定すべきと考えています。
<b>(3)再資源化・縮減について</b>		
廃棄物の発生抑制に効果的に取り組むためには、段階施工でもリサイクルを考慮することを義務付けるべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、「建設リサイクルガイドライン」の周知に努めてまいります。
<b>アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊</b>		
「再生砕石の需給バランスが将来崩れる可能性がある。」 「アスファルト塊については、今後、再リサイクルする際に技術的課題がある舗装発生材が増えてくる」の根拠を示していただきたい。	1	コンクリート塊については、高度成長期に造られた建築物等の解体の増加に伴い排出量の増加が想定される一方、主たる再生利用用途である道路用再生砕石の需要減少が想定されているためです。また、アスファルト・コンクリート塊については、排水性舗装に用いられているアスファルトの再生利用における品質管理面で課題がある一方、今後、排水性舗装の打ち換え量の増加が想定されているためです。
近い将来需給バランスが崩れた場合、コンクリート塊から骨材を取り出す技術の構築が必要	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は関係者とともに、再生骨材を用いたコンクリートの普及に向けて、品質管理等の課題について検討するとともに、国は、再生骨材を用いたコンクリートの使用について、公共工事での活用における課題について検討すべきと考えています。
再生砕石を骨材に用いる研究及び低品質なコンクリートの利用の検討をすべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は関係者とともに、再生骨材を用いたコンクリートの普及に向けて、品質管理等の課題について検討するとともに、国は、再生骨材を用いたコンクリートの使用について、公共工事での活用における課題について検討すべきと考えています。

中間とりまとめ意見募集についての結果

- : ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの
- : 法点検において、ご意見を参考とさせていただくもの
- : 環境省へ伝えたもの

ご意見の要約	類似意見を含めた意見数	国土交通省の考え方
舗装工事の基層、表層材のアスファルト合材は、改質系のバインダーが主流になっている。再生材では、まだ品質が弱く、使用されるケースが少ない。このため処理場が限定される上、舗装工事は夜間に行うことが多く、中間処理施設への持ち込みに苦慮している。	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、排水性舗装の再生利用や、繰り返し再生された劣化アスファルトの再生利用に関する研究を行うべきと考えています。
劣化アスファルトの再生利用の研究を産官学協働で進めて頂きたい	1	ご意見を参考にさせていただきます。
アスファルト・コンクリート塊について、再生路盤材に用いられてしまうと、1度のリサイクルで終了する。残留アスファルトという資源を活かすには、再生アスファルト混合物に用いて、数次にわたるリサイクルを行うことが循環型社会に相応しい。このため、「国は、アスファルト塊の再資源化に際し、その潜在的資源価値を最大限に引き出すため、再生アスファルト混合物へのリサイクルを優先する」との文章を追加すべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、3(5)において、「国は、建設副産物の潜在的な資源価値に着目しながら建設副産物のカスケード利用について検討すべき」と修正します。
コンクリート塊を破碎した再生砕石の利用に係る六価クロム等の有害物質の溶出について言及すべき	2	ご意見の趣旨を踏まえながら、まず、国は再生資材の利用用途に応じた品質基準とその確認手法について検討すべきと考えています。
コンクリート塊の現場内利用を促進すべき	2	ご意見を参考にさせていただきます。
<b>建設発生木材</b>		
「建設発生木材チップの利用促進基準(暫定版)」を見直すとともに、周知徹底してほしい	2	ご意見の趣旨を踏まえ、国は、再資源化を円滑に進めるため、関係者の協力を得ながら利用用途に応じた木材チップの品質基準や建設発生木材の分別基準を策定すべきと考えています。その上で、3(2)において、「関係者は、建設リサイクルを円滑に進めるため連携を強化し、制度等の周知や意見交換を密に行うべき」旨を追加します。
建設発生木材のリサイクルにおける再資源化の完了時点の判断や薬剤処理した木材のチップの適切な再資源化方法、さらには熱回収の範囲などが不明確であり、木材チップの品質基準等については早急に策定すべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、再資源化を円滑に進めるため、関係者の協力を得ながら利用用途に応じた木材チップの品質基準や建設発生木材の分別基準を策定すべきと考えています。
地球温暖化対策の観点から、マテリアルリサイクルを実践している木材製品の炭素固定能力について評価し、該当企業への優遇税制や、設備更新・新設への補助金制度を創設すべき	13	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、建設副産物の潜在的な資源価値に着目しながら建設副産物のカスケード利用について検討すべきと考えています。
<b>建設汚泥</b>		
建設発生土と建設汚泥処理土の利用を総合的に考える項目を追記すべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、「行政は、建設汚泥処理土の有効利用方策の検討・推進にあたっては、利用用途が競合関係にある建設発生土の有効利用方策の検討・推進と総合的に取り組むべき」旨を追加します。



中間とりまとめ意見募集についての結果

- :ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの
- :法点検において、ご意見を参考とさせていただくもの
- :環境省へ伝えたもの

ご意見の要約	類似意見を含めた意見数	国土交通省の考え方
建設汚泥処理方法の普及と処理土優先利用の考えを広めるべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、「行政は、建設汚泥処理土の有効利用方策の検討・推進にあたっては、利用用途が競合関係にある建設発生土の有効利用方策の検討・推進と総合的に取り組むべき」旨と、3(2)において、「関係者は、建設リサイクルを円滑に進めるため連携を強化し、制度等の周知や意見交換を密に行うべき」旨を追加します。
建設汚泥の利用促進を図るためにも、建設汚泥を資源有効利用促進法の指定副産物に指定してほしい	1	ご意見を参考にさせていただきます。
建設汚泥再生品に関して新材での品質基準を先に策定すべき	1	ご意見を参考にさせていただきます。
“国は、建設汚泥再生品の品質基準について検討すべき。”とあるが、以前に示された建設汚泥処理土利用技術基準にさらに検討を加えるのか。	1	国は、建設汚泥処理土以外の形で製品化された建設汚泥再生品についても、品質基準について検討すべきと考えています。
「国は、建設汚泥の再生利用に関するガイドラインを自治体等の公共工事及び民間工事へ普及すべき」を追加してほしい	1	ご意見の趣旨を踏まえ、3(2)において、「関係者は、建設リサイクルを円滑に進めるため連携を強化し、制度等の周知や意見交換を密に行うべき」旨を追加します。
「国は自然由来の重金属等を含む建設汚泥の取り扱いについての基準を検討すべき」の文言を追加すべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、「建設発生土」の項目で、「国は、自然由来の重金属等を含む土砂等の取り扱いについて、土壌汚染対策法の適用対象外であるが、同法に基づく技術的基準に留意しつつ、現場で迅速・的確に判断するための評価手法について検討すべき」と修正いたします。
建設汚泥再生利用について、強アルカリ性の改良土の中性化に関する全国的に統一した基準を策定すべき	1	国土交通省において、平成18年6月に「建設汚泥処理土利用技術基準」を定めています。
建設汚泥の再生利用に際して、雨が降ったりした場合に再泥化しないことが重要	1	国土交通省において、平成18年6月に「建設汚泥処理土利用技術基準」を定めています。
建設汚泥の再生利用に際して、六価クロムや重金属類による汚染土壌が否かの基準が曖昧	1	国土交通省において、平成18年6月に「建設汚泥処理土利用技術基準」を定めています。また、ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、再生資材の利用用途に応じた品質基準とその確認手法について検討すべきと考えています。
建設汚泥リサイクル品を認定する上で統一した商品名(埋戻要再生砂、無機性汚泥、再生クラッシャーランなど)を決めてほしい	1	ご意見を参考にさせていただきます。
廃棄物処理法に基づく事務を執行する自治体においてさえも、建設汚泥と他の汚泥とを明確に区別していない場合があり、建設汚泥の自ら利用や再生利用制度の活用に積極的でない自治体も少なくなく、建設汚泥を建設泥土に改称してほしい	1	ご意見を参考にさせていただきますが、港湾・河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは建設廃棄物でなく、これらとの建設汚泥との区別がいまいになるおそれがあると考えています。

中間とりまとめ意見募集についての結果

- :ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの
- :法点検において、ご意見を参考とさせていただくもの
- :環境省へ伝えたもの

ご意見の要約	類似意見を含めた意見数	国土交通省の考え方
<b>その他の建設廃棄物、建設混合廃棄物</b>		
その他の建設廃棄物(廃石膏ボード、廃塩化ビニル管、ガラスくず等)のリサイクル強化が必要	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、廃石膏ボードの現場分別を徹底し再生利用の促進を図るため、関係者の協力を得ながら廃石膏ボードリサイクルを推進するための仕組みについて検討すべきと考えています。その他の品目については、建設副産物が有する潜在的な資源価値を低コストで最大限再生利用するための技術開発や、それを誘導するための需要の拡大についても積極的に促進すべきであり、再資源化業者等の民間企業は、建設副産物の建設産業以外の需要拡大について積極的に取り組むべきと考えています。また、国は、建設リサイクルに関する民間企業の優れた技術開発を促すため、開発された技術による効果が客観的に評価され、技術が広く活用されるための仕組みについて既存の制度の活用も含めて検討すべきと考えています。
廃プラスチックについて、再資源化を促進すべき	1	建設副産物が有する潜在的な資源価値を低コストで最大限再生利用するための技術開発や、それを誘導するための需要の拡大についても積極的に促進すべきであり、ご意見の趣旨を踏まえながら、再資源化業者等の民間企業は、建設副産物の建設産業以外の需要拡大について積極的に取り組むべきと考えています。また、国は、建設リサイクルに関する民間企業の優れた技術開発を促すため、開発された技術による効果が客観的に評価され、技術が広く活用されるための仕組みについて既存の制度の活用も含めて検討すべきと考えています。
建物内装材の分別解体の推進による混合廃棄物の低減を図るため、これまでリサイクルされていない品目の市場を形成する仕組みを検討すべき	1	建設副産物が有する潜在的な資源価値を低コストで最大限再生利用するための技術開発や、それを誘導するための需要の拡大についても積極的に促進すべきであり、ご意見の趣旨を踏まえながら、再資源化業者等の民間企業は、建設副産物の建設産業以外の需要拡大について積極的に取り組むべきと考えています。また、国は、建設リサイクルに関する民間企業の優れた技術開発を促すため、開発された技術による効果が客観的に評価され、技術が広く活用されるための仕組みについて既存の制度の活用も含めて検討すべきと考えています。
公共工事において、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設発生土以外の建設廃棄物、建設混合廃棄物についても工事発注時においてリサイクル促進の指導をしてほしい	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、公共工事の発注者は、総合評価落札方式や、VE方式等の入札契約方式を活用し、建設リサイクルの観点から設計の合理化や工法の改善を促進すべきと考えています。

中間とりまとめ意見募集についての結果

- :ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの
- :法点検において、ご意見を参考とさせていただいたもの
- :環境省へ伝えたもの

ご意見の要約	類似意見を含めた意見数	国土交通省の考え方
新築系廃石膏ボードのリサイクル化促進を するとともに、解体系廃石膏ボードの分別 収集システムを構築すべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、廃石 膏ボードの現場分別を徹底し再生利用の 促進を図るため、関係者の協力を得ながら 廃石膏ボードリサイクルを推進するための 仕組みについて検討すべきと考えていま す。
廃石膏ボードの再生利用を円滑に進める ため、再生品の品質基準等を策定すべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、廃石 膏ボードの現場分別を徹底し再生利用の 促進を図るため、関係者の協力を得ながら 廃石膏ボードリサイクルを推進するための 仕組みについて検討すべきと考えていま す。
石膏ボード製造等関連事業に環境税等の 公的資金を投入すべき	1	ご意見を参考にさせていただきます。
解体系廃石膏ボードのリサイクル体制・技 術を確立している施設もある	1	ご意見を参考にさせていただきます。
できるだけ優良な中間処理業者や処分業 者を選定するために、中間処理業者の再 資源化等率を公表してほしい	1	<p>廃棄物処理行政を所掌している環境省へ お伝えしました。</p> <p>【環境省からのコメントは以下のとおりで す。</p> <p>中央環境審議会廃棄物・リサイクル対策 部会建設廃棄物専門委員会、社会資本整 備審議会環境部会建設リサイクル推進施 策検討小委員会の合同会合において、ご 提案の内容についてもご審議をいただい ており、今後、審議の内容を踏まえて検討 を行うこととしています。】</p>
国土交通省と環境省では別々にデータ取 集をされている。建設混合廃棄物の最終 的な分別・再資源化等の実態を統計的に 整理するのは、環境省において今年度より 実施しているマニフェストの行政報告の データ等を活用すべき	2	関係者には建設副産物実態調査の実施 にご協力をいただいています。ご意見の趣 旨を踏まえ、データ等活用可否を検討し ますが、必要な調査についてはご協力をお 願いさせていただきます。
<b>建設発生土</b>		
民間の発生土を積極的に利用する場合、 金額目安を明確にすべき	2	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、民間 工事を含めた建設発生土の工事間利用に あたって課題を整理し、そのルールについ て検討すべきと考えています。
建設発生土について民間企業における品 質管理及び受入条件に対する基準の設 定・啓発活動を行ってほしい	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、民間 工事を含めた建設発生土の工事間利用に あたって課題を整理し、そのルールについ て検討すべきと考えています。
民間事業者も含めた建設発生土利用推進 のための情報システムを構築できないか	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、民間 工事を含めた建設発生土の工事間利用に あたって課題を整理し、そのルールについ て検討すべきと考えています。
ガス導管工事等における埋め戻し基準に ついて、安全が担保されることは当然です が、例えば、重量車の通る国道等と住宅地 の生活道路の埋め戻し基準を同一とする ことなく、発生土の再利用が進む基準とし て見直すべき。	1	占用工事等に伴う埋め戻し方法につい ては、各道路管理者ごとに定められていま す。ご意見の趣旨を踏まえながら、まず、 行政は、埋戻しとして建設発生土の利用 が排除されている基準類の点検・見直しを 行うべきと考えています。

中間とりまとめ意見募集についての結果

- :ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの
- :法点検において、ご意見を参考とさせていただくもの
- :環境省へ伝えたもの

ご意見の要約	類似意見を含めた意見数	国土交通省の考え方
市町村の発注する工事は規模が小さいため、建設発生土の工事間利用には不向きであり、大多数の埋め戻し・盛土工事等は購入土を利用している。購入土利用制限・ストックヤード・汚泥処理土利用の基本方針や、システムづくりが必要	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、まず、行政は、埋戻土として建設発生土の利用が排除されている基準類の点検・見直しを行うべきと考えています。一方で、公共工事の発注者は、新材の代替材として民間の改良土を活用できないか、あるいは民間の土質改良プラントについて、ストックヤード機能として活用できないか検討すべきと考えています。
不適格業者の排除及び、安定した品質を確保するため、土質改良プラントを認定制とし、環境基準に適した土壌検査を行うべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、公共工事の発注者は、新材の代替材として民間の改良土を活用できないか、あるいは民間の土質改良プラントについて、ストックヤード機能として活用できないか検討すべきと考えています。
「公共工事」の発注者に限らず、民間のガス工事他の公共性の高い発注者等も含めて、各々の発生土を合わせて再資源化する取り組みとしていただきたい	1	ご意見を参考にさせていただきます。
自然由来の重金属を含む土砂の評価手法に関する「指針」を早急に出してほしい	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、自然由来の重金属等を含む土砂等の取り扱いについて、土壌汚染対策法の適用対象外であるが、同法に基づく技術的基準に留意しつつ、現場で迅速・的確に判断するための評価手法について検討すべきと考えています。
土壌汚染対策法における特定有害物質の環境基準を超過した建設発生土が自然由来か否かの評価手法を検討してほしい	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、自然由来の重金属等を含む土砂等の取り扱いについて、土壌汚染対策法の適用対象外であるが、同法に基づく技術的基準に留意しつつ、現場で迅速・的確に判断するための評価手法について検討すべきと考えています。
環境基準値と水道水の水質基準値が同一であることは納得できず、土中成分と直接体内摂取する成分とで分けて頂きたい。環境基準値を見直すべき	1	ご意見については、環境基本法等を所管する環境省にお伝えしました。  【環境省からのコメントは以下のとおりです。  土壌については、汚染土壌から有害物質が地下水へ溶け出し、その地下水を飲用することによる健康影響を考慮して環境基準を定めています。このため、溶け出す量（溶出量）について環境基準が設定されており、水道水の水質基準と同様の考え方により設定されています。なお、この環境基準は、中央公害対策審議会あるいは中央環境審議会の答申に基づいて定められています。】
「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」に基づいた施策の推進を図るため、国の施策の地方公共団体への周知徹底すべき	3	ご意見の趣旨を踏まえ、3(2)において、「関係者は、建設リサイクルを円滑に進めるため連携を強化し、制度等の周知や意見交換を密に行うべき」旨を追加します。
建設発生土について、公共工事で発生する建設発生土を民間工事等で有効活用するルール・仕組みを検討すべき	1	ご意見の趣旨を踏まえ、4(3)において、「国は、民間工事を含めた建設発生土の工事間利用にあたって課題を整理し、そのルールについて検討すべき。」に修正いたします。



中間とりまとめ意見募集についての結果

- :ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの
- :法点検において、ご意見を参考とさせていただくもの
- :環境省へ伝えたもの

ご意見の要約	類似意見を含めた意見数	国土交通省の考え方
建設発生土の施策として「公共工事の発注者は、直接的工事間利用が困難な場合において、公的受入機関を活用して間接的工事間利用の促進を図るべき」を追加すべき	1	ご意見を参考にさせていただきます。
残土処分といわれる処分料金を取って土砂を受け入れているものにおいても、採石場や土取り場の現状復旧、田畑や宅地の高上げ、海面や湖沼の埋立等、廃棄物処分場の覆土のものが大多数であり、これらも有効利用だと考えれば、有効利用率は非常に高いものになると考えられる。土砂の有効利用の定義を明確にすべき	2	ご意見の趣旨を踏まえながら、現場での実態を調査し、土砂の有効利用の定義について検討してまいりたいと考えています。
工法等の検討により切盛バランスを図り、場外搬出量を抑制したことについての評価については、新たな発生抑制の指標を検討すべき。指標「利用土砂の建設発生土利用率」の定義について見直すべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、現場での実態を調査し、土砂の有効利用の定義について検討してまいりたいと考えています。
破碎岩・転石の位置付けを明確にし、リサイクル促進すべき	1	破碎岩・転石を含め地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、引き続き建設発生土の有効利用の促進に努めてまいります。
建設発生土及び土質改良土にコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の不純物を認めるとともに、土壤環境基準の検査を義務付けるべき	1	廃棄物混じり土の取り扱いについて、マニュアルの策定に向けて、引き続き検討を進めてまいります。
(4)適正処理について		
電子Manifestoの早期構築を図るべき	1	ご意見の趣旨を考慮しつつ、公共工事の発注者は、民間工事に率先して電子Manifestoの利用を段階的に原則化していくなど、電子Manifestoの普及に努めるべきと考えています。
地方の中小建設業者はまだ電子Manifestoに対応できる状況になく、電子Manifestoの原則化は難しいのではないか	2	ご意見の趣旨を踏まえ、電子Manifestoの普及状況を勘案しつつ、電子Manifestoの利用を段階的に原則化してまいりたいと考えています。
紙Manifestoすら交付していない業者が存在する中で、不法投棄防止策として、電子Manifestoの普及では効果が薄いと考えられる	1	ご意見を参考にさせていただきます。
建設リサイクル法遵守の徹底を図るべき。	1	いただいたご意見については、建設リサイクル法の点検を目的とした社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の審議において参考にさせていただきます。
建設リサイクル法の届出で、中間処理を行う施設や処理方法について記載されるよう法改正すべき	1	いただいたご意見については、建設リサイクル法の点検を目的とした社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の審議において参考にさせていただきます。

中間とりまとめ意見募集についての結果

- :ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの
- :法点検において、ご意見を参考とさせていただくもの
- :環境省へ伝えたもの

ご意見の要約	類似意見を含めた意見数	国土交通省の考え方
処理委託契約書やマニフェストの交付状況の写しを元請から行政へ提出し、適正な監視が担保されるような法制度にしてほしい	1	いただいたご意見については、建設リサイクル法の点検を目的とした社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の審議において参考させていただきます。
再資源化を名目に規制を逃れる行為を防止するため、管理票の作成を破砕の時点で終了させることなく、再資源化の最終段階まで記載させるよう記載方法を変更し、再資源化の検証を行うべき	1	いただいたご意見については、建設リサイクル法の点検を目的とした社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の審議において参考させていただきます。
解体工事に対しては建設リサイクル法が、廃棄物処理に対しては廃棄物の処理及び清掃に関する法律が別々に適用され、これを執行・所管する国、自治体の部署も同様に、住宅・建設部門と環境部門とに分かれており、違法・不適正処理の実態に即した一貫した監視・指導体制が構築されておらず、また、情報の共有もされていないため、違法・不適正処理の掌握が遅れることにより、不法投棄や不適正処理への対策が後手に回っている。	1	いただいたご意見については、建設リサイクル法の点検を目的とした社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の審議において参考させていただきます。
不法投棄阻止のため、パトロール強化が必要であり、人員の増員、充実を加えるべき	1	いただいたご意見については、建設リサイクル法の点検を目的とした社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の審議において参考させていただきます。
不法投棄及び不適正処理の温床となっている自社処理を、委託処理と同様に廃棄物処理業許可、マニフェストによる対応を図るべき	1	ご意見については、廃棄物処理法を所管する環境省にお伝えしました。  【環境省からのコメントは以下のとおりです。  中央環境審議会廃棄物・リサイクル対策部会建設廃棄物専門委員会、社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会の合同会合において、ご提案の内容についてもご審議をいただいております。今後、審議の内容を踏まえて検討を行うこととしております。】
建設発生土の処分の流れを把握するために、マニフェストで管理すべき	1	国土交通省の直轄工事においては、建設発生土の不適正処理を防止するため、指定処分を徹底しています。いただいたご意見の趣旨を踏まえながら、引き続き、国の取り組みについて地方公共団体等への周知に努めてまいります。

中間とりまとめ意見募集についての結果

- :ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの
- :法点検において、ご意見を参考とさせていただくもの
- :環境省へ伝えたもの

ご意見の要約	類似意見を含めた意見数	国土交通省の考え方
<p>不法投棄の抑制のため、公共工事においてはマニフェストを使用するのではなく、委託契約において工事施工業者・収集運搬業者・再資源化施設の三者契約において監視すればよいのではないか。</p>	1	<p>ご意見については、廃棄物処理法を所管する環境省にお伝えしました。</p> <p>【環境省からのコメントは以下のとおりです。</p> <p>環境省では、現在、事務処理の効率化、データの透明性等を図ることができる電子マニフェストの普及を進めております。公共事業についても国土交通省と連携して電子マニフェスト普及の取組を進めているところです。</p> <p>また、廃棄物処理法では、廃棄物の適正な処理を確保するため、排出事業者が収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ委託契約を締結することを求めています。】</p>
<p>マニフェストの記載内容が各業者によりバラツキがあり、実際の処分量が実態と異なっている。適正な記載方法等を確立してもらいたい。</p> <p>また、処理業者は標準的に10t車だと5㎡とか6㎡とか記載して全てが同じであったり、運搬車両によっては積載量が異なるのに全て10t車として記載していたりするため、計量方法を定めてマニフェストに記載するよう指導できないか。</p>	1	<p>ご意見については廃棄物処理行政を所掌している環境省へお伝えしました。</p> <p>【環境省からのコメントは以下のとおりです。</p> <p>マニフェストへの適正な記載について、今後とも自治体や関係団体と連携して利用者への啓発を図ってまいります。】</p>
<p>適正処理について、電子マニフェストを排出事業者(請負者)に使用させるだけでは不十分。せめて公共工事の発注者は、再資源化及び適正処理の内容・費用を記録公表すべき</p>	1	<p>国土交通省の直轄工事においては、ご意見の趣旨に則り、リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計段階から施行段階までの各段階、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項をとりまとめた「建設リサイクルガイドライン」に基づいた運用を行っており、地方公共団体等に対しても周知しているところです。</p>
<p>廃石膏ボードの安全な処分方法を確立すべき</p>	1	<p>ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、廃石膏ボードの現場分別を徹底し再生利用の促進を図るため、関係者の協力を得ながら廃石膏ボードリサイクルを推進するための仕組みについて検討すべきと考えています。</p>
<p>最終処分場が逼迫しているため、公的関与の処分場を整備すべき</p>	1	<p>ご意見については、廃棄物処理法を所管する環境省にお伝えしました。</p> <p>【環境省からのコメントは以下のとおりです。</p> <p>環境省では、民間レベルでの施設整備が十分でない場合など、公的関与による処理施設の整備を促進しているところです。今後とも適切な処理施設整備による産業廃棄物の適正処理を進めてまいります。】</p>

中間とりまとめ意見募集についての結果

- :ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの
- :法点検において、ご意見を参考とさせていただくもの
- :環境省へ伝えたもの

ご意見の要約	類似意見を含めた意見数	国土交通省の考え方
「国は、不法投棄等は、最終処分場の不足、受け皿不足により発生するため、その受け皿となる施設、受入地の確保を検討すべき」を追加すべき	1	<p>ご意見については、廃棄物処理法を所管する環境省にお伝えしました。</p> <p>【環境省からのコメントは以下のとおりです。</p> <p>環境省では、適切な産業廃棄物の処理を推進するために必要な処理施設を確保するために、自治体の関与による処理施設の設置などを促進しており、今後とも適正な処理施設の確保を図っていくこととしています。】</p>
施設設置許可に当たっては規模要件をすべて撤廃し、業として解体工事や廃棄物処理に使用する施設は処理能力に関係なくすべて許可制とすべき	1	<p>ご意見については、廃棄物処理法を所管する環境省にお伝えしました。</p> <p>【環境省からのコメントは以下のとおりです。</p> <p>許可の対象となる施設規模については、生活環境への影響の度合い等を考慮して一定規模未満の小規模な施設等を許可不要としているところです。なお、産業廃棄物の処理を業として行う場合については、施設の規模に関わらず業の許可が必要となります。】</p>
移動式破碎機はしばしば不適正処理に利用されることがあるので、すべてを許可制にするとともに、許可条件に反した使用が行われていないかその実態を常に把握すべき	1	<p>ご意見については、廃棄物処理法を所管する環境省にお伝えしました。</p> <p>【環境省からのコメントは以下のとおりです。</p> <p>移動式がれき類等破碎施設については、再資源化義務の円滑な実施を確保する観点から、設置許可を不要とする経過措置を規定していますが、不適切な使用等がある場合には、都道府県知事等において許可の取得を含めた指導が行われることとなります。】</p>
残存廃棄物の撤去を法律により義務付けるべき	1	<p>建設副産物適正処理推進要綱において、「発注者は、家具、家電製品等の残存物品を解体工事に先立ち適正に処理しなければならない」と定めているところですが、引き続き関係者への周知を図ってまいります。</p>
維持管理業務で発生する木材(一廃)も産廃として処理可能にしてほしい	1	<p>ご意見については、廃棄物処理法を所管する環境省にお伝えしました。</p> <p>【環境省からのコメントは以下のとおりです。</p> <p>産業廃棄物の範囲については、事業活動に伴って生じ、質量両面において市町村の清掃事業によっては処理することが困難な廃棄物として定められており、産業廃棄物である木くずについては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものなどとしています。】</p>



中間とりまとめ意見募集についての結果

- : ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの
- : 法点検において、ご意見を参考とさせていただいたもの
- : 環境省へ伝えたもの

ご意見の要約	類似意見を含めた意見数	国土交通省の考え方
<b>(5)再使用・再生資材の利用について</b>		
溶融スラグ、鉄鋼スラグ等他産業由来の再生骨材の安全性等を評価してほしい	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、溶融スラグ等、他産業再生資材の舗装への適用性評価に関する研究を行うべきと考えています。
溶融スラグ等、他産業再生資材の舗装への適用性評価について、一時的な評価にとどまらず、長期使用における粉じんの飛散、スラグからの溶出の可能性、廃棄時のリサイクルも含めての慎重な検討を行うべき。	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、溶融スラグ等、他産業再生資材の舗装への適用性評価に関する研究を行うべきと考えています。
他産業（鉄鋼、非鉄金属）等のスラグはまだ十分には利用されていないため、素材産業で発生するスラグ等製品について、新たに採取される天然資源の代替として活用すべく判断基準（使用指針）類の確立や見直しを行って頂きたい。	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、溶融スラグ等、他産業再生資材の舗装への適用性評価に関する研究を行うべきと考えています。
「国は、溶融スラグ等、他産業再生資材の舗装等への適用性評価、安全性の適否に関する研究を行うべき」と修正すべき	1	適用性評価には、環境安全性等の品質に関する要素も含まれています。
新材と再生骨材の混合使用を基準化すべき	2	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、再生資材の利用用途に応じた品質基準とその確認手法について検討すべきと考えています。
建設副産物の再資源化を促進するため、再生材の品質管理等を推進すべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、再生資材の利用用途に応じた品質基準とその確認手法について検討すべきと考えています。
再生骨材の品質、規格等の技術基準を明確にし、再生骨材の使用対象を特定してほしい	2	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、再生資材の利用用途に応じた品質基準とその確認手法について検討すべきと考えています。
安全性を優先すべき場所（公園・水源・学校・住宅など）では、リサイクル材の使用を控え、より安全性が確保できる新材を優先的に使用すべき	3	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、再生資材の利用用途に応じた品質基準とその確認手法について検討すべきと考えています。
再資源化を促進するため、再生品の使用義務化等の利用の促進及び販売拡大を推進すべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、再生資源の含有率等に基づいた再生資材の分類や、再生資源の有効利用率に関する指標について検討すべきと考えています。
再生資材の利用について、具体的な判断基準を策定すべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、再生資源の含有率等に基づいた再生資材の分類や、再生資源の有効利用率に関する指標について検討すべきと考えています。
再使用可能な建設資材の使用後の資材製造者による回収を促進すべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、建設資材等の再使用の実績や品質基準について検討し、可能な限り建設資材等の再使用を促進すべきと考えています。
露出部の型枠材はコンクリート表面の見栄えを重視し、新材を使用することが多くなっている。土木構造物のコンクリートの表面部分については表面仕上げを標準とすることで、型枠の転用箇所を増やし廃棄物の縮減に繋がられるのではないか。	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、建設資材等の再使用の実績や品質基準について検討し、可能な限り建設資材等の再使用を促進すべきと考えています。

中間とりまとめ意見募集についての結果

- :ご意見を踏まえ、中間とりまとめを修正したもの
- :法点検において、ご意見を参考とさせていただくもの
- :環境省へ伝えたもの

ご意見の要約	類似意見を含めた意見数	国土交通省の考え方
再使用について、現場内利用に限らず、他工事現場でも再使用できる仕組みの構築に是非取り組んでほしい。	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、国は、建設資材等の再使用の実績や品質基準について検討し、可能な限り建設資材等の再使用を促進すべきと考えています。
再生資材の利用促進を図るため、補助事業等で積極的に利用すべき	1	ご意見の趣旨を踏まえながら、引き続きリサイクル原則化ルール等の周知に努めてまいりたいと考えています。
<b>その他全体的なご意見等</b>		
取り組むべき内容として抽象的な表現にとどまるものが見受けられる	9	ご意見を踏まえながら、今後の取り組みの中で一つずつ着実に具体化してまいりたいと考えています。
専門的な用語がいくつかあるのでわかりやすくしていただきたい。	2	ご意見を踏まえ、適宜注釈を付します。
新たな推進計画では、期間を明記し、リサイクル目標率等を定めることにより、確実に効果が発現できることを期待する。	1	ご意見を参考にさせていただきます。
委員会では、最終処分場業者と中間処理業者の事業が継続する視点は二の次で、排出事業者の利潤追求(コスト削減)が優先され、そのあとにリサイクルどうするかで議論している。建設リサイクル推進に係る方策は、最終処分場業者と中間処理業者の事業継続させる視点で考えるべきである。 そして、公共工事を発注する自治体が良識者として、最終処分場業者と中間処理業者の事業継続させる視点のモデルを示さない限り、公共工事を発注する自治体が利潤追求の発想と同じ思考では建設リサイクル推進は解決できない。	1	委員会では、行政は、一般市民を含めた全ての関係者が、再資源化や適正処理に必要な費用に対する理解を深め、適正に費用負担するよう情報提供や啓発を行うべき等と考えており、排出事業者の利潤追求を優先した議論にはなっていないと考えています。国土交通省の直轄工事においては、ご意見の趣旨に則り、リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計段階から施行段階までの各段階、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項をとりまとめた「建設リサイクルガイドライン」に基づいた運用を行っており、地方公共団体等に対しても周知しているところです。
「建設リサイクル推進に係る方策」には直接関係しない情報提供等	7	
「意見なし」	2	